

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一地先まで</p> <p>同市大字佐間字野合一四五一番</p>	<p>行田市大字佐間字野合一四五二番 一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・六一〇</p> <p>一三・六八</p>	<p>一一・二四〇</p> <p>一二・六四</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三七・四九</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>